

狛江市アクションプラン

公の施設の管理運営方針編
(平成 20 年度修正版)

目 次

公の施設の管理運営方針の概要	1
公の施設の管理運営方針 総括表	6
公の施設の管理運営方針 個票	7

公の施設の管理運営方針の概要

1 基本的な考え方

この方針は、狛江市における「公の施設」に関し、21年度を目途として、管理運営のあり方を施設の種別ごとに検証した結果をとりまとめたものです。

ここで示した管理運営のあり方は、現時点におけるものであり、指定管理者制度の浸透・定着、個別法との関係整備、新たな管理運営形態への対応、他自治体の動向など、将来の様々な情勢変化に対応し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

2 検証の背景と目的

「公の施設」は、公共の利益のため、市民に対して均等にサービス提供することを目的として設置されるものであり、適切な管理運営が求められています。しかし、近年、市民ニーズが多様化・複雑化するとともに、NPOをはじめとする各種団体や、民間業者においても、十分な行政サービスを提供しうる能力が認められるものが増えてきています。

このような状況をふまえ、国は、「すべての公の施設について、管理運営のあり方を検証し、その結果を公表すること」を地方公共団体に求めています。こうした国の要請に応えるだけでなく、より効果的、効率的に施設を管理運営し、市民サービス向上、経費節減などを図るには、どのような方法が適しているのか、市として、そのあり方を検証しました。

3 公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第244条に規定されている「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設」を指し、設置にあたっては条例で定めることとされています。また、法解釈上、次の要件を満たしていることが必要となります。

① 住民の利用に供するための施設であること。

公の施設は、住民の利用に供される施設であるため、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではありません。（庁舎、リサイクルセンターは公の施設に含まれません。）

② 当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。

国民の利用に供するために設けられる施設であっても、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供しない施設は公の施設ではありません。「住民」は、住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲に限られた住民であって

も良いとされています。

③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けられる施設であること。

利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であることが必要です。

④ 施設であること。

公の施設は、物的施設を中心とする概念です。

⑤ 地方公共団体が設けるものであること。

国その他地方公共団体以外の公共団体が設置するものは、公の施設ではありません。なお、この場合の設置とは、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権、使用貸借権など所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得することをもって足りるものとされています。

4 20 年度修正について

現在、公共サービスの規模・水準・提供方法等を含め、今後の公共施設の配置のあり方などを定める「狛江市公共施設再編方針」を策定中であることから、基本的には、内容の見直しは行わず、前回示した方向性をベースとして組織改正に伴う課名変更などの情勢の変化や進捗があったものについて、内容に修正を加えています。

5 狛江市における公の施設

「3 公の施設の定義」に掲げられた狛江市における「公の施設」は下表のとおりです。

《狛江市における公の施設一覧》

平成20年4月1日現在

No	種別	施設名	所管部署	所在地
1	地域センター	野川地域センター	地域活性課	西野川1-6-9
2	地域センター	上和泉地域センター	地域活性課	和泉本町4-7-51
3	地域センター	南部地域センター	地域活性課	猪方4-11-1
4	地域センター	岩戸地域センター	地域活性課	岩戸南2-2-5
5	地区センター	駄倉地区センター	地域活性課	東和泉1-3-17
6	地区センター	根川地区センター	地域活性課	中和泉4-16-3
7	地区センター	和泉多摩川地区センター	地域活性課	猪方4-1-1
8	地区センター	谷戸橋地区センター	地域活性課	東野川4-30-1
9	公営住宅	シルバーピアのがわ	介護支援課	西野川1-13-5
10	公営住宅	シルバーピアいずみ	介護支援課	中和泉5-20-20
11	公営住宅	シルバーピアいわど	介護支援課	岩戸北3-3-7
12	保健及び福祉施設 (複合施設)	あいとぴあセンター	健康支援課	元和泉2-35-1
13	保育園	駄倉保育園	児童青少年課	岩戸北3-20-2
14	保育園	和泉保育園	児童青少年課	岩戸北1-1-12
15	保育園	三島保育園	児童青少年課	東野川1-32-2
16	保育園	駒井保育園	児童青少年課	駒井町2-28-6
17	保育園	藤塚保育園	児童青少年課	和泉本町4-7-35
18	保育園	宮前保育園	児童青少年課	中和泉3-12-8
19	学童保育所	上和泉学童保育所	児童青少年課	上和泉地域センター内
20	学童保育所	猪方学童保育所	児童青少年課	猪方1-11-2
21	学童保育所	松原学童保育所	児童青少年課	和泉本町1-14-3
22	学童保育所	根川学童保育所	児童青少年課	中和泉4-16-3
23	学童保育所	東野川学童保育所	児童青少年課	東野川1-6-3
24	学童保育所	猪方前原学童保育所	児童青少年課	猪方3-13-1
25	児童館	岩戸児童センター	児童青少年課	岩戸南3-15-1
26	児童館	和泉児童館	児童青少年課	中和泉3-12-6
27	児童相談施設	子ども家庭支援センター	子育て支援課	岩戸児童センター内
28	都市公園	中村児童公園	環境管理課	東野川2-16-10
29	都市公園	丸山児童公園	環境管理課	和泉本町2-15-3
30	都市公園	供養塚児童公園	環境管理課	駒井町3-3-1
31	都市公園	田中の池児童公園	環境管理課	元和泉2-17-1
32	都市公園	みつおさ児童公園	環境管理課	東野川3-16-4
33	都市公園	西河原公園	環境管理課	元和泉2-38-1
34	都市公園	野川緑地公園	環境管理課	和泉本町・東・西野川
35	都市公園	藤塚第一児童公園	環境管理課	和泉本町4-7-14
36	都市公園	藤塚第二児童公園	環境管理課	和泉本町4-7-12
37	都市公園	藤塚第三児童公園	環境管理課	和泉本町4-7-25
38	都市公園	藤塚第四児童公園	環境管理課	和泉本町4-7-39
39	都市公園	和泉多摩川児童公園	環境管理課	元和泉3-6-11
40	都市公園	水道橋児童公園	環境管理課	東和泉4-9-1
41	都市公園	岩戸川緑地公園	環境管理課	岩戸南・猪方
42	都市公園	野川北公園	環境管理課	西野川1-19-10
43	都市公園	元和泉公園	環境管理課	元和泉2-12-7
44	都市公園	西河原自然公園	環境管理課	元和泉2-34-20
45	都市公園	小足立のびのび公園	環境管理課	西野川4-14-1
46	都市公園	前原公園	環境管理課	西野川3-11-1
47	都市公園	駒井・上村中ひだまり公園	環境管理課	駒井町1-12-1
48	都市公園	谷戸橋南広場	環境管理課	東野川4-23
49	都市公園	北久保公園	環境管理課	和泉本町2-23-9
50	児童遊園	覚東児童遊園	環境管理課	西野川1-4-10
51	児童遊園	田中橋児童遊園	環境管理課	元和泉2-15-4
52	児童遊園	岩戸児童遊園	環境管理課	岩戸南2-21-13
53	児童遊園	駒井児童遊園	環境管理課	駒井町2-6-3
54	児童遊園	松林児童遊園	環境管理課	元和泉3-15-15

No	種別	施設名	所管部署	所在地
55	児童遊園	いちよう児童遊園	環境管理課	中和泉3-17-27
56	児童遊園	けやき児童遊園	環境管理課	岩戸北1-1-7
57	児童遊園	しいのき児童遊園	環境管理課	岩戸北3-6-17
58	児童遊園	やまぶき児童遊園	環境管理課	岩戸南2-1-7
59	児童遊園	あかしや児童遊園	環境管理課	東野川3-5-4
60	児童遊園	しらかば児童遊園	環境管理課	東野川3-9-5
61	児童遊園	あじさい児童遊園	環境管理課	東野川3-3-1
62	児童遊園	もくせい児童遊園	環境管理課	中和泉5-5-19
63	児童遊園	みのわだ児童遊園	環境管理課	西野川4-22-10
64	児童遊園	こぶし児童遊園	環境管理課	駒井町1-1-6
65	児童遊園	さわら児童遊園	環境管理課	東和泉1-2-7
66	児童遊園	つつじ児童遊園	環境管理課	東和泉1-30-3
67	児童遊園	まつのき児童遊園	環境管理課	岩戸北1-11-1
68	児童遊園	さつき児童遊園	環境管理課	東野川1-24-3
69	児童遊園	松原児童遊園	環境管理課	中和泉1-18-18
70	児童遊園	岩戸第二児童遊園	環境管理課	岩戸南1-2-12
71	児童遊園	松原第二児童遊園	環境管理課	和泉本町3-1-5
72	児童遊園	野川児童遊園	環境管理課	東野川3-20-1
73	児童遊園	稲荷森児童遊園	環境管理課	岩戸南3-25-7
74	児童遊園	岩戸第三児童遊園	環境管理課	岩戸南1-6-1
75	児童遊園	和泉中央児童遊園	環境管理課	和泉本町1-36-5
76	児童遊園	小足立児童ランド	環境管理課	東野川2-10-6
77	児童遊園	つばき児童遊園	環境管理課	岩戸北3-8-4
78	児童遊園	本村児童遊園	環境管理課	西野川4-38-7
79	児童遊園	やまもも児童遊園	環境管理課	中和泉4-3-35
80	児童遊園	はなもも児童遊園	環境管理課	岩戸北1-8-1
81	児童遊園	なしのき児童遊園	環境管理課	駒井町2-24-6
82	児童遊園	どんぐり児童遊園	環境管理課	東和泉1-7-6
83	児童遊園	こでまり児童遊園	環境管理課	岩戸南3-14-29
84	児童遊園	はなみずき児童遊園	環境管理課	岩戸南3-7-5
85	児童遊園	アベリア児童遊園	環境管理課	東野川1-31-5
86	児童遊園	イルカ児童遊園	環境管理課	岩戸南2-3-1
87	児童遊園	うりぼう児童遊園	環境管理課	猪方4-9-16
88	児童遊園	カッコウ児童遊園	環境管理課	東野川3-6-6
89	児童遊園	メジロ児童遊園	環境管理課	岩戸南4-3-17
90	児童遊園	ツグミ児童遊園	環境管理課	東野川2-19-2
91	児童遊園	中和泉児童遊園	環境管理課	中和泉3-11-21
92	児童遊園	オナガ児童遊園	環境管理課	岩戸南3-13-13
93	児童遊園	相の原児童遊園	環境管理課	岩戸南3-9-14
94	児童遊園	原児童遊園	環境管理課	和泉本町3-18-10
95	児童遊園	平川戸児童遊園	環境管理課	岩戸南4-19-25
96	児童遊園	和泉多摩川児童遊園	環境管理課	元和泉3-6-11
97	児童遊園	茶畑児童遊園	環境管理課	中和泉2-22-21
98	児童遊園	東野川児童遊園	環境管理課	東野川1-30-16
99	児童遊園	水神下栗林児童遊園	環境管理課	猪方3-27-3
100	下水施設	公共下水道	上下水道課	—
101	道路	市道	環境管理課	—
102	駐車場	狛江駅北口地下駐車場	都市整備課	元和泉1-2-1 元和泉1-2087内
103	小・中学校	第一小学校	学校教育課	和泉本町1-37-1
104	小・中学校	第三小学校	学校教育課	猪方1-11-1
105	小・中学校	第五小学校	学校教育課	東野川1-35-13
106	小・中学校	第六小学校	学校教育課	駒井町1-21-1
107	小・中学校	和泉小学校	学校教育課	中和泉3-33-1
108	小・中学校	緑野小学校	学校教育課	西野川4-8-1
109	小・中学校	第一中学校	学校教育課	和泉本町2-15-1
110	小・中学校	第二中学校	学校教育課	猪方2-7-1
111	小・中学校	第三中学校	学校教育課	元和泉1-23-1
112	小・中学校	第四中学校	学校教育課	東野川4-1-1
113	市民ホール	市民ホール	地域活性課	元和泉1-2-1

No	種別	施設名	所管部署	所在地
114	古民家園	古民家園	社会教育課	元和泉2-15-5
115	体育施設	市民総合体育館	体育課	和泉本町3-25-1
116	体育施設	市民プール	体育課	和泉本町3-25-1
117	体育施設	西和泉体育施設	体育課	西和泉1-16-1
118	体育施設	西和泉グランド	体育課	西和泉1-16-1
119	体育施設	元和泉テニスコート	体育課	元和泉2-8-1
120	体育施設	元和泉ゲートボールコート	体育課	元和泉2-8-1
121	体育施設	東野川テニスコート	体育課	東野川3-14-10
122	体育施設	市民グランド	体育課	和泉本町2-15-2
123	体育施設	多摩川緑地公園グランド	体育課	猪方4-1
124	体育施設	高架下運動広場	体育課	元和泉1-23
125	公民館	中央公民館	公民館	和泉本町1-1-5
126	公民館	西河原公民館	公民館	元和泉2-35-1
127	図書館	中央図書館	図書館	和泉本町1-1-5

公の施設の管理運営方針－総括表

NO	種 別	該当 施設数	所管部署	20年4月1日の 管理運営形態	検証結果	非直営の場合	
						管理運営形態	選定方法
1	地域センター	4	地域活性課	直営	直営		
2	地区センター	4	地域活性課	直営	直営		
3	公営住宅	3	介護支援課	直営	直営		
4	保健及び福祉施設 (複合施設)	1	健康支援課	直営	直営		
5	保育園	6	児童青少年課	直営	直営		
6	学童保育所	6	児童青少年課	直営	直営		
7	児童館	2	児童青少年課	指定管理者	非直営	指定管理者	指名
8	児童相談施設	1	子育て支援課	指定管理者	非直営	指定管理者	指名
9	都市公園	22	環境管理課	直営	直営		
10	児童遊園	50	環境管理課	直営	直営		
11	下水施設	—	上下水道課	直営	直営		
12	道路（市道）	—	環境管理課	直営	直営		
13	駐車場	1	都市整備課	直営	直営		
14	小・中学校	10	学校教育課	直営	直営		
15	市民ホール	1	地域活性課	指定管理者	非直営	指定管理者	公募
16	古民家園	1	社会教育課	指定管理者	非直営	指定管理者	指名
17	体育施設	10	体育課	直営	非直営	指定管理者	公募
18	公民館	2	公民館	直営	直営		
19	図書館	1	図書館	直営	直営		

公の施設の管理運営方針一個票

狛江市における公の施設を、その性格、態様、根拠法令などにより分類し、その種別ごとに「公の施設の管理運営方針一個票」に基づき、検証を行いました。検証項目及び票の見方は以下のとおりです。

【公の施設の管理運営方針一個票の見方】

◎施設の現況

施設の種別	No.○	施設の性格、態様、根拠法令等により分類	該当施設数	本種別に該当する施設数
所管部署	施設を所管する部署名			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	地方自治法以外で施設設置の根拠となる法令			
設置条例	施設設置の根拠となる市の条例			
設置の目的	本施設が果たす目的			
平成20年4月1日の 管理運営形態	平成20年4月1日現在の管理運営形態	委託先	左欄で、管理運営を委託している場合の委託先	

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	検証結果。「直営」か「非直営」のどちらかが入る。
直営の理由	検証の結果「直営」とした場合、その理由

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
想定する管理運営形態 (例：指定管理者)	左欄の管理運営形態で行う理由
指定管理者の場合の選定方法	その理由
指定管理者の選定方法 (例：公募、指名)	左欄の選定方法を採用する理由

◎その他特記事項

・ 指定管理者の指定開始日、指定期間、その他特記事項等を記入

◎施設の現況

施設の種別	No. 1	地域センター	該当施設数	4
-------	-------	--------	-------	---

所管部署	市民生活部 地域活性課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)				
設置条例	狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例			
設置の目的	狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長する。 新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	地域センターは、地域住民や利用団体の代表などで構成される各運営協議会が運営にあたっている。設立趣旨から、市民主体の管理運営が適していると考えるが、各運営協議会の構成員が1～2年で交代することなどから、複数年の継続的な管理運営を行うことは現状としては難しい。当面は事業運営のみを補助団体である各運営協議会に委任し、事業運営を主体とした育成を図るとともに、総合的な管理については直営とする。自発的なまちづくりを進めていくためには、事業運営だけでなく、センターそのものの管理運営も任せることで、より効果的、効率的な事業展開が図れると考えられるので、一定の整理ができた段階で、各運営協議会のあり方を含め、指定管理者制度等への移行について検討していく。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No. 2	地区センター	該当施設数	4
-------	-------	--------	-------	---

所管部署	市民生活部 地域活性課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)				
設置条例	狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例			
設置の目的	狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長する。 新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	地区センターは、各運営協議会及び協議会に業務の一部を委託している。地区センターのさらなる活用を図り、自発的なまちづくりを効果的、効率的に進めていくためには、市民主体による管理運営が適していると考え、事実上の業務の一部を委託しているにすぎず、直営以外によるコスト面でのメリットは期待できないため、現行の業務委託で十分対応できると考える。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No. 3	公営住宅	該当施設数	3
-------	-------	------	-------	---

所管部署	福祉保健部 介護支援課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	公営住宅法			
設置条例	狛江市高齢者住宅管理条例			
設置の目的	住宅に困窮している高齢者に対して住宅を提供することにより、高齢者の生活と福祉の増進を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	公営住宅法により、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定などは、公平性の観点から行政主体としての判断が必要とされている。指定管理者に委任できる業務は、定型的、事実上の業務に限定されるため、現行の業務委託で十分対応できると考える。
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No. 4	保健及び福祉施設 (複合施設)	該当施設数	1
-------	-------	--------------------	-------	---

所管部署	福祉保健部 健康支援課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	地域保健法・老人福祉法・社会福祉法			
設置条例	狛江市あいとぴあセンター（健康福祉会館）の設置及び管理に関する条例			
設置の目的	市民の理解と参加、民間団体との連携・協働のもとに、市民の健康づくり及び福祉推進を図る拠点とする。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	あいとぴあセンターは、設置条例の中で、健康施設と福祉施設の複合施設として位置付けられており、その役割として、市直営による保健センター、狛江市社会福祉協議会、民間団体等に事業運営を委託している障害者福祉センター、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンターからなる。また、複数の福祉団体がセンター内で継続的に事業実施するなど、事業主体が複数にわたっている。以上から、管理運営形態を見直すには委託業務等について一定の整理が必要であり、当面は直営とするが、指定管理者制度の導入等も将来的には検討課題であると考えている。
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No. 5	保育園	該当施設数	6
-------	-------	-----	-------	---

所管部署	児童青少年部 児童青少年課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	児童福祉法・社会福祉法			
設置条例	狛江市保育園設置条例			
設置の目的	保護者が仕事に従事したり、あるいは疾病などのため、家族において乳児又は幼児を十分保育することができない場合、児童福祉法の規定により、日々保護者の委託を受けて、保護者に代わって乳児又は幼児の保育を行い、心身ともに健やかな育成を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	社会ニーズや乳幼児の健全育成の観点から、延長保育や一時保育といった喫緊の課題の早期解消を目指し、市民の利便性向上を図る。また、職員の定員適正化を進める中で、保育サービス水準の維持向上に支障をきたさないよう配慮しつつ、保育園職員の配置基準を見直していく。なお、今後、すべての保育ニーズを公立保育園のみでカバーすることが困難な場合は、実績等を十分に備えた社会福祉法人へ委託するなどの方法も考えられる。
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No. 6	学童保育所	該当施設数	6
-------	-------	-------	-------	---

所管部署	児童青少年部 児童青少年課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	児童福祉法・社会福祉法			
設置条例	狛江市学童保育所設置条例			
設置の目的	保護者が仕事に従事したり、あるいは疾病などのため、家族において十分保育することができない小学校低学年の児童を一定の時間、組織的に指導し、その健全な育成を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	入所の決定や取消し、育成料の金額設定や免除などに関する事務は、市が行うべきものであり、委託できる業務は施設管理、学童の指導などに限定され、これらの業務を一括して委託することのメリットはあまり期待できず、現行の業務委託で十分対応できると考える
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

・市民福祉推進委員会の「放課後健全育成事業及び保育所のあり方について答申」をふまえ、放課後クラブや子どもフリースペースとの関係整理、今後検討する放課後子どもプラン、定員割れなどの課題も含め、放課後児童健全育成事業全体の中でそのあり方を検討していく。 ・他の児童施設と一体的に管理運営することによるスケールメリットの観点から、和泉学童保育所は、平成18年3月31日をもって廃止とし、小学生クラブへ移行。平成18年3月31日をもって、和泉学童保育所を和泉小学生クラブへの移行に伴い廃止、上和泉学童保育所分室を放課後クラブへの移行に伴い廃止。

◎施設の現況

施設の種別	No. 7	児童館	該当施設数	2
-------	-------	-----	-------	---

所管部署	児童青少年部 児童青少年課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	児童福祉法・社会福祉法			
設置条例	狛江市立児童館の設置および管理に関する条例			
設置の目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	指定管理者	委託先	社会福祉法人 雲柱社	

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	非 直 営
--------	-------

直営の理由	
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
指定管理者	市民サービスの向上、行政コストの縮減等を図る目的が達成され、地域の振興及び活性化に繋がることが期待される。

指定管理者の場合の選定方法	その理由
指 名	①両児童館は、外部への管理委託開始当初から4年以上にわたって雲柱社に管理委託しているが、委託後1年で利用者数が大幅に増加し、その後も安定した利用率を保っている。 ②都内区市町村においても、児童館をはじめ、保育園、学童保育所など児童施設の管理運営業務を中心とした事業展開を行っており、十分な実績を備えている。 ③職員が保育士等の各種資格所持者であるなど、社会福祉法人として社会福祉事業を行うのに必要な資格を十分に備えているといえる。

◎その他特記事項

・平成18年4月1日から指定管理者による管理運営を開始（5年間・22年度まで）

◎施設の現況

施設の種別	No. 8	児童相談施設	該当施設数	1
-------	-------	--------	-------	---

所管部署	児童青少年部 子育て支援課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	児童福祉法・社会福祉法			
設置条例	狛江市子ども家庭支援センター条例			
設置の目的	子どもと家庭に関する相談を受けることや子育てに関する事業を行うことで、子どもと家庭を支援し、市民が安心して子どもを産み育てることができる地域環境の形成を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	指定管理者	委託先	社会福祉法人 雲柱社	

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	非 直 営
--------	-------

直営の理由	
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
指定管理者	市民サービスの向上、行政コストの縮減等を図る目的が達成され、地域の振興及び活性化に繋がることが期待される。

指定管理者の場合の選定方法	その理由
指 名	①子ども家庭支援センターは、岩戸児童センターの2階部分に位置していることから、両センターを一体的に管理運営したほうが、様々なスケールメリットが見込まれるため、現在の岩戸児童センターの指定管理者である雲柱社に一括して委託することで、より効果的、効率的な運営が可能となる。 ②雲柱社は、岩戸児童センターの一事業として、子ども家庭支援センター事業の開始当初から受託しており、充実した事業内容やきめ細かな対応など好評を得ている。また、5年間にわたる事業展開の中で、市内の子どもや家庭との継続的なつながりができていること等から、今後も安定した事業活動及び事業効果が期待できる。 ③新たに展開する児童虐待等の対応についても、有資格者が多数在籍しており、適切な人材配置が可能である。

◎その他特記事項

・平成19年4月1日に公の施設として設置し、同時に指定管理者による管理運営を開始。岩戸児童センターとの一体管理を行うため、指定期限を岩戸児童センターと合わせている。(4年間・22年度まで)
--

◎施設の現況

施設の種別	No. 9	都市公園	該当施設数	22
-------	-------	------	-------	----

所管部署	建設環境部 環境管理課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	都市公園法			
設置条例	狛江市都市公園条例			
設置の目的	自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等、多様な市民ニーズに対応するとともに、災害時の避難地・避難路、復旧・復興の拠点等の機能を備え、市民の安全でゆとりある生活に寄与する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	都市公園法により市が管理を行うこととされており、指定管理者に委託できる業務は、ソフト面に関するものや事実行為に限定されるため、現在一部で実施しているアドプト制度の活用や、現行の業務委託で十分対応できると考える。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No.10	児童遊園	該当施設数	50
-------	-------	------	-------	----

所管部署	建設環境部 環境管理課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)				
設置条例	狛江市立児童遊園設置条例			
設置の目的	児童に健全な遊び場を与え、児童の情操と健康の維持向上を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	児童遊園は50か所あるが、それぞれの規模は平均300㎡弱程度である。また、児童遊園を活用した事業展開を行っておらず、規模が小さく設置数も多いことから常駐管理者を置いていない。現状では、主な業務は清掃などの管理のみ（修繕等は除く。）となり、現行の業務委託で十分対応できると考える。原則的には直営を前提に、都市公園などの取組からアドプト制度などを検討したい。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No.11	下水施設	該当施設数	—
-------	-------	------	-------	---

所管部署	建設環境部 上下水道課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	下水道法			
設置条例	狛江市下水道条例			
設置の目的 (主要な事業)	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	下水道法により、指定管理者に委託できる業務は、維持管理、メンテナンスといった事実行為や下水道使用料の徴収といった集金行為に限定されるため、現行の業務委託で十分対応できると考える。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No.12	道路（市道）	該当施設数	—
-------	-------	--------	-------	---

所管部署	建設環境部 環境管理課			
根拠法令 （地方自治法を除く。）	道路法			
設置条例	狛江市道路管理条例			
設置の目的	市内交通の発達と安全に寄与し、公共の福祉を増進する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	道路法により、指定管理者に委託できる業務は、定型的な業務に限定されるため、現行の業務委託で十分対応できると考える。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No.13	駐車場	該当施設数	1
-------	-------	-----	-------	---

所管部署	建設環境部 都市整備課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	道路法			
設置条例	狛江駅北口地下駐車場条例			
設置の目的	市の都市拠点である狛江駅北口における駐車需要に応じ、安全かつ円滑な道路交通の確保に寄与するとともに、都市環境の改善に資する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	当駐車場の地下2階部分は、地方自治法に基づく公の施設として設置され、業務委託に特段の制約はないが、地下1階部分は、道路法に基づく道路の付属物として設置されており、その管理者は、定型的な業務を除き市に限定されるため、駐車場の全業務を一括して指定管理者に委託することはできない。また、これらは一体の施設であるため、それぞれ個別に業務を行うことは非効率であることから、直営によることとし、現行の業務委託で対応していく。
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

平成18年4月1日から管理委託から直営に移行
--

◎施設の現況

施設の種別	No.14	小・中学校	該当施設数	10
-------	-------	-------	-------	----

所管部署	教育部 学校教育課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	学校教育法			
設置条例	狛江市立学校設置条例			
設置の目的	学校教育法第18条、第36条に規定する目標を達成し、心身の発達に応じた初等及び中等普通教育を施す。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	学校教育法により、公立学校は、設置者たる自治体がその管理を行うこととされ、委託することのできる業務は清掃、施設警備、給食調理等に限定されるため、現行の業務委託で十分対応できると考える。
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No.15	市民ホール	該当施設数	1
-------	-------	-------	-------	---

所管部署	市民生活部 地域活性課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)				
設置条例	狛江市民ホール条例			
設置の目的	市民及び地域社会の文化の向上と市民福祉の増進を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	管理委託	委託先	狛江市文化振興事業団	

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	非 直 営
--------	-------

直営の理由	
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
指定管理者	市民ホールの管理に効果的、効率的に対応することができ、市民サービスの向上、総体的な経費の縮減に寄与することができる。

指定管理者の場合の選定方法	その理由
公募	公募によって、より効果的に目的を達成できる業者を指定することができる。

◎その他特記事項

・平成18年4月1日から指定管理者（指名）による管理運営を開始（3年間・20年度まで） ・21年度からは、公募により指定管理者を選定する。
--

◎施設の現況

施設の種別	No.16	古民家園	該当施設数	1
-------	-------	------	-------	---

所管部署	教育部 社会教育課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)				
設置条例	狛江市立古民家園条例			
設置の目的	市内の古民家等を復元保存し、利用に供することにより、地域文化の継承と発展に寄与する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	管理委託	委託先	狛江市立古民家園運営市民協議会	

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	非 直 営
--------	-------

直営の理由	
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
指定管理者	市民サービスの向上、総体的な経費の縮減が期待されるとともに、地域文化の継承と発展に寄与することができる。

指定管理者の場合の選定方法	その理由
指 名	①平成14年の開園以来、管理運営を受託しており、年中行事のほか各種行事を開催し、入園者数も毎年2万人を超えるなど、安定した管理運営が行われている。 ②地域の人材をボランティアとして活用するなど、市民とのつながりを作り、育てながら、地域密着の管理運営を行っておいる。 ③古民家園の管理運営を行うのに安定した組織であり、目的を達成できる能力やノウハウも備えていることから、引き続き管理運営を委ねることにより、安定した事業活動、事業効果が期待できる。

◎その他特記事項

・平成18年4月1日から指定管理者による管理運営を開始（3年間・20年度まで）

◎施設の現況

施設の種別	No.17	体育施設	該当施設数	10
-------	-------	------	-------	----

所管部署	教育部 体育課			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	スポーツ振興法			
設置条例	狛江市民総合体育館条例・狛江市体育施設条例			
設置の目的	市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会体育の振興を図る。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	非 直 営
--------	-------

直営の理由	
-------	--

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由
指定管理者	施設の公共性を確保しつつ、利用者のサービス向上と総体的な経費の縮減を図ることができる。

指定管理者の場合の選定方法	その理由
公募	公募によって、より効果的に目的を達成できる業者を指定することができる。

◎その他特記事項

- ・狛江市スポーツ振興審議会から答申された「体育施設の管理における指定管理者制度の導入について」の中で、指定管理者制度への移行を前向きに検討することが求められたことを受け、施設設備の整備や「総合型地域スポーツクラブ」の設立なども視野に入れながら、平成21年度の移行を目指す。
- ・移行にあたっては、市民総合体育館及び市民プールを中心に検討を進めるが、スケールメリットなどの点をふまえ、他の体育施設と一括して移行する方向性で検討を行う。
- ・ふれあい広場は平成19年3月31日廃止

◎施設の現況

施設の種別	No.18	公民館	該当施設数	2
-------	-------	-----	-------	---

所管部署	教育部 公民館			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	社会教育法			
設置条例	狛江市立公民館条例・狛江市民センターの設置および管理に関する条例			
設置の目的	市町村その他一定地域内の住民のために実際生活に即する教育、学術、及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り 生活文化の復興、社会福祉の増進に寄与する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	公民館は、地域社会、家庭、学校などと連携し、地域の学習拠点、家庭教育支援拠点としての機能を果たしながら、学習機会や情報提供を行うという役割を担っている。また、その実現には、高度な専門性や地域との密着性を維持・発展させることが必要であることから、現時点では指定管理者の導入はせず、専門知識を持つ人材の育成を図りながら、直営による管理運営を行うこととし、今後打ち出される市の社会教育方針をふまえ、そのあり方を検討していく。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

◎施設の現況

施設の種別	No.19	図書館	該当施設数	1
-------	-------	-----	-------	---

所管部署	教育部 図書館			
根拠法令 (地方自治法を除く。)	図書館法・社会教育法			
設置条例	狛江市立図書館設置条例・狛江市民センターの設置および管理に関する条例			
設置の目的	市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする図書館活動によって、市民の教養、調査、レクリエーション等に資する。			
平成20年4月1日の 管理運営形態	直営	委託先		

◎平成20年度以降の管理運営方針

管理運営形態	直 営
--------	-----

直営の理由	図書館の管理運営にあたっては、迅速で的確な現状把握が必要であり、蔵書の充実を図ると同時に、貸出業務だけでなく、レファレンス（図書の照会、検索、情報提供など）業務や、学校図書館や地域との連携などの活動が求められる。また、専門知識を持つ嘱託職員の活用や業務委託等により、現在のサービス水準の維持向上を目指しながら、コスト縮減を図ることは可能である。さらに、図書収集にあたっては、公平公正な視点から、より慎重な取扱いが求められることや、取り扱う個人情報を利用者の思想まで及ぶ可能性があることから、現時点では指定管理者制度の導入はせず、業務の委託化などを検討しながら、直営による管理運営を行う。
-------	---

《非直営の場合》

管理運営形態	その理由

指定管理者の場合の選定方法	その理由

◎その他特記事項

--

登録番号(刊行物番号)

H20-11

狛江市アクションプラン 公の施設の管理運営方針編

(平成 20 年度修正版)

平成 20 年 5 月発行

発	行	狛江市
編	集	企画財政部 政策室・財政課
		狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
		電話 03 (3430) 1111
印	刷	庁内印刷
頒布価格		40 円